

【改正】（償却費として損金経理をした金額の意義）

12の7-1-6 令第131条の8第6項第2号《損益通算の対象となる欠損金額の特例》に規定する「償却費として損金経理をした金額」には、7-5-1《償却費として損金経理をした金額の意義》又は7-5-2《申告調整による償却費の損金算入》の取扱いにより償却費として損金経理をした金額に該当するものとされる金額が含まれることに留意する。

7-5-3《減価償却資産の償却費の損金経理額に含まれるもの》の取扱いにおけるその確定した決算において法第64条の2第1項《リース取引に係る所得の金額の計算》に規定するリース資産に係る同通達に定める使用権資産の減価償却費として経理した金額についても、同様とする。

【解説】

- 1 通算法人の多額の償却費の額が生ずる事業年度において生ずる通算前欠損金額は、損益通算（法64の5）の対象とならないこととされているが（法64の6①③）、本通達では、この「多額の償却費の額が生ずる事業年度」の計算の基礎となる「償却費として損金経理をした金額」（令131の8⑥二）につき、法人税基本通達7-5-1《償却費として損金経理をした金額の意義》又は7-5-2《申告調整による償却費の損金算入》の取扱いにより償却費として損金経理をした金額に該当するものとされる金額が含まれることを明らかにしている。
- 2 新リース会計基準が公表され、リースの借手の会計処理につき、全てのリースを使用権の取得と捉えて使用権資産を計上するとともに、使用権資産に係る減価償却費を計上することとされた（リースに関する会計基準33・37・38）ことを受け、法人税基本通達7-5-3《減価償却資産の償却費の損金経理額に含まれるもの》において、リース資産に係る「その償却費として損金経理をした金額」には、内国法人が当該リース資産についてその確定した決算において当該リース資産に係る使用権資産の減価償却費として経理した金額が含まれることを留意的に明らかにする改正を行っている。
- 3 上記2の改正により明らかにされた取扱いは、本通達においても同様となることを、本通達の改正により明らかにしている。